

実務研究

日本税務会計学会
平成26年7月 月次研究会



西野道之助 [上野]

「中小企業の会計に関する基本要領」の活用

～チェックリストから見る適用状況の確認の留意点～

I 「中小企業の会計に関する基本要領」の活用

平成24年2月1日に策定された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである（I 総論1. 目的(1)）。

この中小会計要領は、I 総論・II 各論・III 様式集の3部にわたって構成されているが、計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、以下の考え方に立って作成されたものである（I 総論1. 目的(2)）。

- ・ 経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ・ 利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- ・ 実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- ・ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、過重な負担を課さない会計
- ・ 信用保証協会は中小会計要領に準拠して作成される計算書類について、税理士

引く制度を平成25年4月1日から実施しており、また、各金融機関においても、同チェックリストが提出された場合に、融資の際の金利を引下げる対応を行っているところがある。

本稿では、顧問先が経営状況を把握するため、また、融資の際に優遇措置を受けるためにどのような計算書類を作成すべきか、法人税法との相違点、注記事項や形式上の留意点について、チェックリストの確認事項を中心に検討を行うものとする。

II チェックリストにおける勘定項目等別の確認事項と留意点

1 収益、費用の基本的な会計処理（チェックリスト No. 1、1 段目）

・ 収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取引した時に計上し、費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上したか。

2 貸倒損失・貸倒引当金（チェックリスト No. 4）

※総論5 各論で示していない会計処理等の取扱い
本要領で示していない会計処理の方法が必要になった場合には、企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用する。

中小会計要領の各論では、法人税法における資産の長期割賦販売等（法63）、工事進捗基準（法64(2)）の取扱いについての記述がない。

この場合、法人税法の規定を適用したとしても、総論5「各論で示していない会計処理等の取扱い」により、本要領に準拠しているものと考えられる。

人税基本通達9-6-1-3の規定を適用することにより対応する。

ただし、法人税法上は法律上の貸倒れ（法基通9-6-1-1）について損金経理が要求されていないが、中小会計要領では会計処理による計上が必要となる。

また、貸倒引当金についても法人税法の規定（法52）を採用することで対応可能となるが、各論の解説では、「貸倒引当金の計算方法としては、債権全体に対して中小法人の法定繰入率、または貸倒実績率で計算する方法が考えられる。」との記載がある。

3 有価証券（チェックリスト No. 5）

・ 有価証券がある場合、原則として、取得原価で計上し、売却目的の有価証券については、時価で計上したか。

・ 法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上したか。

・ 回収不能のおそれのある債権がある場合、その回収不能見込額を貸倒引当金として計上したか。

貸倒損失については、法人税法の規定による売却目的の有価証券（法61の3(1)）は時価による計上

を求めている。

なお、各論の解説では、「著しく下落したとき」とは時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合が該当し、その時価の把握が難しい場合には、例えば大幅な債務超過等ほとんど価値がないと判断できるものについて評価損の計上が必要と考えられるとしている。

4 経過勘定（チェックリスト No. 7）

・ 経過勘定がある場合、前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めず、また、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映したか。

各論の解説では、「金額的な重要性の乏しいものについては、受け取った又は支払った期の収益又は費用とすることも認められる」としている。

しかし、法人税法上の経過勘定の特例である貸付金利子等の帰属の時期（法基通2-1-24）や短期の前払費用（法基通2-2-14）の規定を適用した場合、「金額の重要性の乏しいもの」に該当しないケースも考えられる。

この場合、総論5の「各論で示していない会計処理等の取扱い」により、中小会計要領に準拠しているものとして対応可能であるか検討の余地がある。

5 固定資産（チェックリスト No. 8、1と2 段目）

・ 固定資産がある場合、原則として、取得原価で計上したか。

・ 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行ったか。

（注）「相当の減価償却」とは、一般的に、耐用年数にわたって、毎期、規則的に減価償却を行うことが考えられます。

6 引当金（チェックリスト No. 11、1と2 段目）

・ 翌期に従業員に対して支給する賞与の見積り額のうち、当期の負担に属する部分の金額を賞与引当金として計上したか。

・ 退職金規程や退職金の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に退職給付引当金を計上したか。

問題は、法人税法上の減価償却の特例である「任意償却」にある。

損失決算や青色欠損金の期限切れを回避するため、各事業年度において計上基準を変更することは、適正な期間損益計算を妨げる要因となり、容認されるものではない。

中小会計要領では、法人税法における償却限度額を計上することを求めるような記述はないが、各論の解説では、耐用年数は原則として同法に定める期間を使用することが一般的であるとあり、また、チェックリストの注書のとおり、「毎期、規則的」な計上を前提としている。

なお、繰延資産についても、支出の効果の及ぶ期間での償却が求められている（チェックリストNo. 9）。

7 チェックリストにおける注記事項の留意点

・ 受取手形割引額及び受取手形書譲渡額がある場合、これを貸借対照表の注記としたか（No. 3、金銭債権及び債務3 段目）。

・ 中小会計要領に拠って計算書類を作成した場合、その旨を記載したか（No. 14、注記3 段目）。

III おわりに

保証協会や金融機関は、原則として、チェックリストにひとつでも「NO」に該当するものがあつた場合、優遇措置を適用しないということがある。

中小会計要領が求める計算書類の作成については、基本的には法人税法上の規定に従っている場合、殆どがクリアされるものと考えられる。

ただし、経過勘定（特に

おり、その金額については決算日時点で従業員全員が自己都合によって退職した場合に必要となる退職金の総額を基礎として、例えば、その一定割合を計上する方法が考えられるとしている。

ただし、解説では役員退職金についての記述はない。役員退職金規程がある場合はその金額が高額となるケースが多いと考えられることから、適正な期間損益計算という観点から検討の余地がある。

中小会計要領により処理を行っているにもかかわらず、注記事項を失念してしまつた場合、チェックリストの「NO」に該当することになる。

未払費用、償却費、引当金の計上などの項目は、法人税法との相違について注意しなければならない。

また、形式的な面においても、「法人税法固有の繰延資産がある場合、長期前払費用等として計上（チェックリストNo. 9、繰延資産2 段目）など、様式集（特に記載上の注意）等を参考に、再度検討することが必要であると思われる。